

第2章 特殊詐欺事犯をめぐる情勢

本章では、各種統計資料等に基づき、特殊詐欺事犯をめぐる情勢について概観する。

第1節 特殊詐欺の種類

特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座へ振り込ませるなどの方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（恐喝及び窃盗を含む。）の総称をいう（特殊詐欺の種類については、2-1-1表参照）。特殊詐欺は、親族等を装って被害者に電話をかけて、身近な人が困難な状況に陥っており、金銭が至急必要であるかのように信じ込ませる手口のオレオレ詐欺によるものが平成15年夏頃から目立ち始め、16年には早くも認知件数が約2万5,700件、被害総額が約284億円に達した。その後も、特殊詐欺は、社会情勢の変化等に応じて手口の巧妙化・多様化が進み、今日まで依然として深刻な情勢にある。

特殊詐欺は、主犯・指示役を中心として、電話を繰り返しかけて被害者をだます「架け子」、自宅等に現金等を受け取りに行く「受け子」、被害者からだまし取った金銭をATM（CDを含む。以下この章において同じ。）から引き出す「出し子」、犯行に悪用されることを承知しながら、犯行拠点をあっせんしたり、架空・他人名義の携帯電話や預貯金口座等を調達したりする「犯行準備役」等からなる犯行グループにより、役割分担の上、組織的に敢行されている。

2-1-1表

特殊詐欺の種類

オレオレ詐欺	親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
預貯金詐欺	親族、警察官、銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続が必要であるなどの名目で、キャッシュカード、クレジットカード、預貯金通帳等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
架空料金請求詐欺	未払いの料金があるなど架空の事実を口実とし金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
還付金詐欺	税金還付等に必要の手続を装って被害者にATMを操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る電子計算機使用詐欺事件又は詐欺事件をいう。
融資保証金詐欺	実際には融資しないにもかかわらず、融資を申し込んできた者に対し、保証金等の名目で金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
金融商品詐欺	架空又は価値の乏しい未公開株、社債等の有価証券、外国通貨、高価な物品等に関する虚偽の情報を提供し、購入すれば利益が得られるものと誤信させ、その購入名目等で金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。これら金融商品に対して、購入意思のない被害者に名義貸しをさせた後、名義貸しをしたことによるトラブル解決名目等で金銭等をだまし取る（脅し取る）ものを含む。
ギャンブル詐欺	不特定多数の者が購入する雑誌に「パチンコ打ち子募集」等と掲載したり、不特定多数の者に対して同内容のメールを送信するなどし、これに応じて会員登録等を申し込んできた被害者に対して会員登録料や情報料等の名目で金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
交際あっせん詐欺	不特定多数の者が購入する雑誌に「女性紹介」等と掲載したり、不特定多数の者に対して「女性紹介」等を記載したメールを送信するなどし、これに応じて女性の紹介等を求めてきた被害者に対して会員登録料金や保証金等の名目で金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
その他の特殊詐欺	上記特殊詐欺の種類及びキャッシュカード詐欺盗に該当しない特殊詐欺をいう。
キャッシュカード詐欺盗	警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」等の名目により、キャッシュカード等を準備させた上で、隙を見るなどし、キャッシュカード等を窃取するものをいう。

注 1 警察庁刑事局の資料による。

2 預貯金詐欺は、従来オレオレ詐欺に含まれていた犯行形態を令和2年1月から新たな手口として分類したものである。

第2節 特殊詐欺事犯の動向

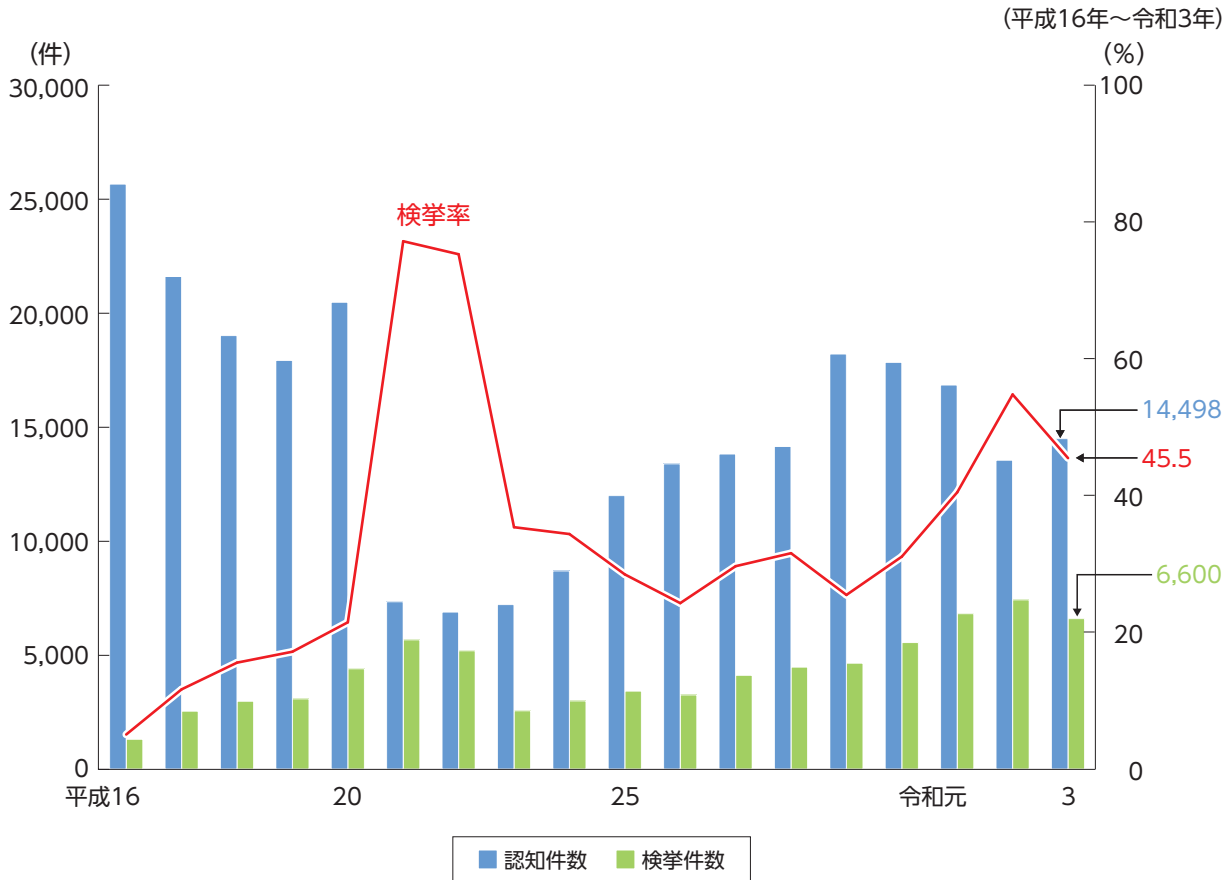
1 認知件数・検挙件数・検挙率

(1) 概要

特殊詐欺の認知件数・検挙件数・検挙率の推移（統計の存在する平成16年以降）は、**2-2-1** 図のとおりである。特殊詐欺の各類型について集計を始めた時期が異なる点等に留意する必要があるが、認知件数は、16年に2万5,667件に達した後、翌年から19年まで減少し、20年（2万481件）に一旦増加したものの、21年に大きく減少して1万件を下回り、22年には6,888件まで減少した。その後、23年から29年（1万8,212件）まで増加し続けたのを経て、30年からは減少し続け、令和2年（1万3,550件）は特に大きく減少（前年比19.6%減）したが、3年は1万4,498件（同7.0%増）であった。検挙件数は、平成16年から21年（5,669件）まで増加し、23年（2,556件）に大きく減少した後、増加傾向にあり、令和2年（7,424件）に平成16年以降最多となったが、3年は6,600件（同11.1%減）であった。

2-2-1 図

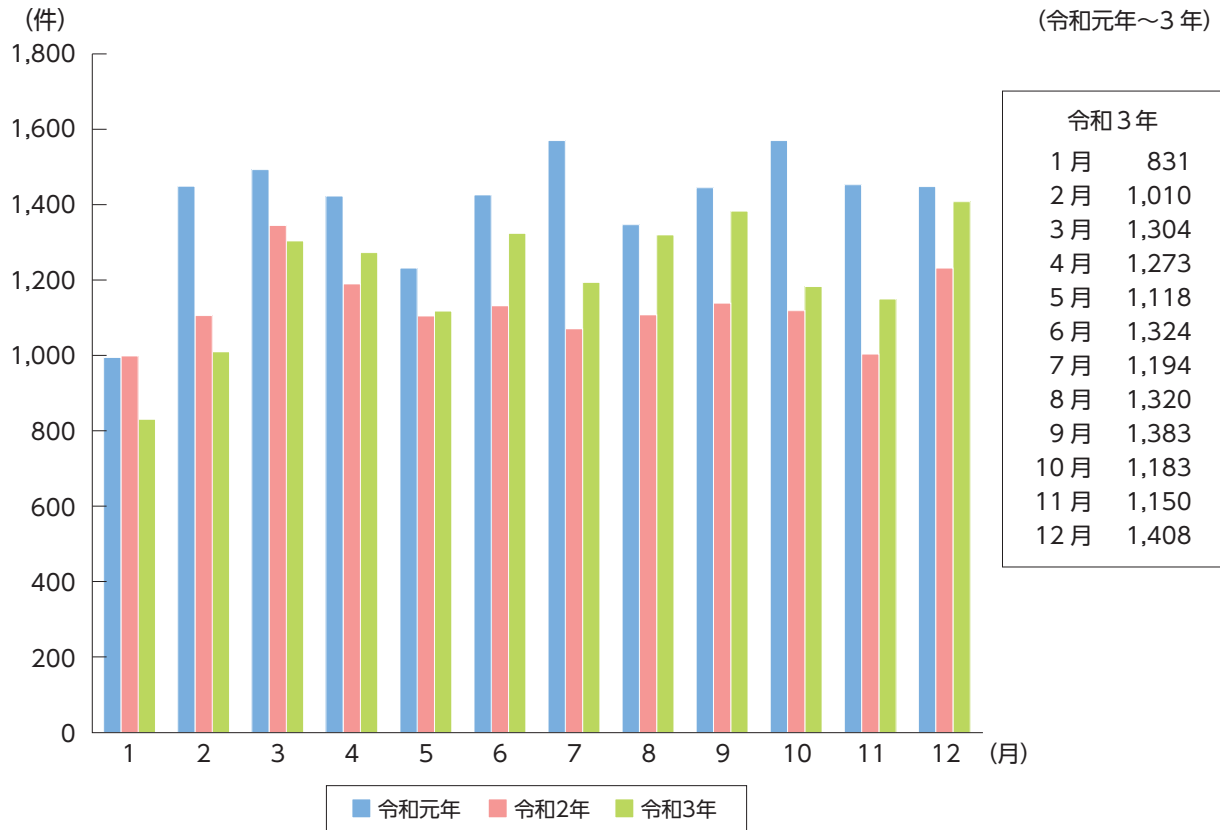
特殊詐欺 認知件数・検挙件数・検挙率の推移



注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 各数値は、次の類型の合計である。
 平成16年・17年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺及び融資保証金詐欺
 18年～21年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金詐欺
 22年～29年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、
 交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺
 30年・令和元年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、
 交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺及びキャッシュカード詐欺盗
 2年・3年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、
 交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗及び預貯金詐欺
 3 金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺については、認知件数は平成22年2月から、
 検挙件数は23年1月からの数値をそれぞれ計上している。

特殊詐欺について、令和元年以降における月別の認知件数の推移を見ると、2-2-2図のとおりである。いずれの年も、1月の認知件数が最も少ない。前月の認知件数からの増減を見ると、各年とも、2月から3月にかけて増加し、4月から5月にかけて減少した後、6月に増加している点、9月に増加している点及び11月に減少している点が共通している。令和4年版犯罪白書によると、令和2年4月以降、刑法犯の認知件数については大幅な減少が見られた月もあり、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等による外出自粛要請により、在宅人口が増加し、駅や繁華街の人流が減少したことから、犯罪被害のターゲットとなる留守宅や通行人等が減少したことなどがその減少理由と考えられるところ、特殊詐欺においては、令和2年全体では前年比19.6%減と刑法犯全体（同17.9%減）を上回る割合で減少しており、月別では、2年7月（前年同月比31.8%減）、2年11月（同30.9%減）の減少が大きかった。その減少理由に関し、同感染症の影響の有無については断定できないものの、同感染症感染拡大下において、人と人との接触が避けられたことにより、面識のない被害者と対面して財物を詐取するなどの態様による犯行が困難となっていた可能性も考えられる（法務総合研究所、2022）。

2-2-2図 特殊詐欺 認知件数の推移 (月別)



注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 各数値は、次の類型の合計である。
 令和元年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、選付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺及びキャッシュカード詐欺盗
 2年・3年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、選付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗及び預貯金詐欺

(2) 類型別

特殊詐欺の認知件数及び検挙件数の推移（統計の存在する平成16年以降）を類型（2-1-1表参照）別に見ると、2-2-3図のとおりである。令和3年における類型別の認知件数は、オレオレ詐欺（5,516件。令和2年以降は、従来オレオレ詐欺に包含していた犯行形態を新たな手口として分類した「預貯金詐欺」を含む。特に断らない限り、以下（2）において同じ。）が最も多く、次いで、還付金詐欺（4,004件）、キャッシュカード詐欺盗（2,602件）、架空料金請求詐欺（2,117件）、融資保証金詐欺（156件）、ギャンブル詐欺（62件）、金融商品詐欺（30件）、交際あっせん詐欺（7件）の順であり、その他の特殊詐欺が4件であった。

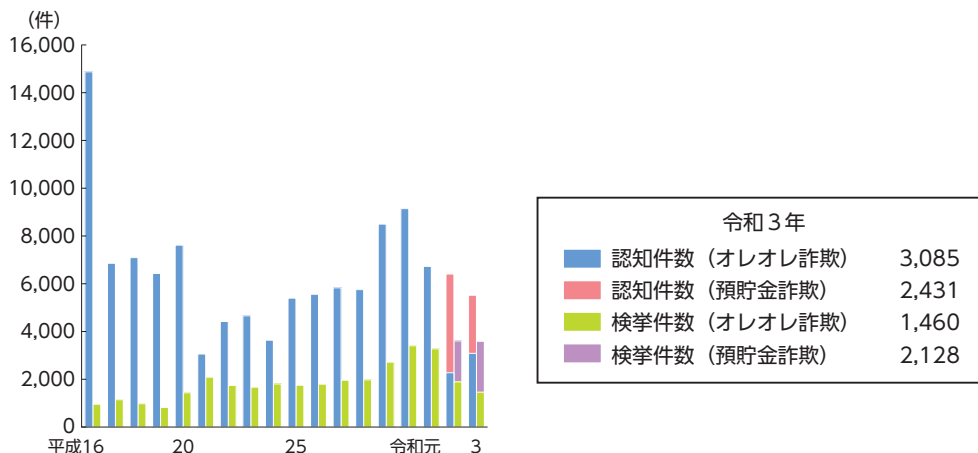
特殊詐欺の各類型について集計を始めた時期が異なる点等には留意する必要があるが、各年における各類型の認知件数が特殊詐欺全体の認知件数に占める割合を見ると、オレオレ詐欺は、融資保証金詐欺が最も高い割合を占めた平成17年及び18年を除いて最も高く、19年以降、35%台から64%台の間で推移し、令和3年は38.0%であった。還付金詐欺は、年によってばらつきがあり、3年はオレオレ詐欺に次いで高い27.6%であった。平成30年から集計されているキャッシュカード詐欺盗は、令和元年（22.4%）及び2年（21.0%）において、オレオレ詐欺に次いで高かったが、3年は17.9%であった。他方、平成17年に46.0%と最も高い割合を占めた融資保証金詐欺は、22年（5.3%。前年比15.1pt低下）に大きく低下して以降、低下傾向にあり、令和3年は1.1%であった。また、金融商品詐欺も、平成24年の22.8%を最高に、25年（15.6%）から低下傾向にあり、令和3年は0.2%であった。同年の検挙率を類型別に見ると、特殊詐欺全体（45.5%）を上回ったのは、その他の特殊詐欺を除くと、キャッシュカード詐欺盗（75.4%）及びオレオレ詐欺（65.0%）であった。

2-2-3図

特殊詐欺 認知件数・検挙件数の推移 (類型別)

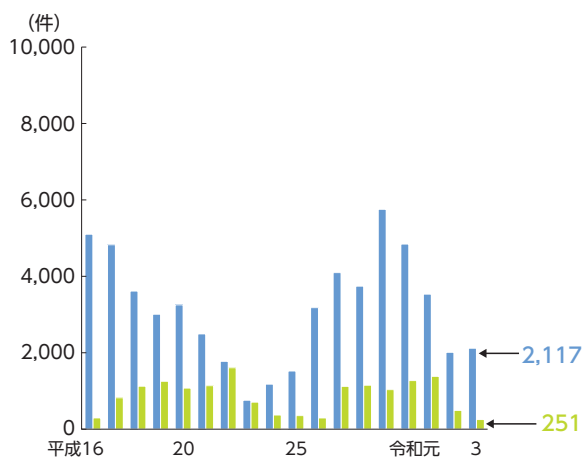
① オレオレ詐欺

(平成16年～令和3年)



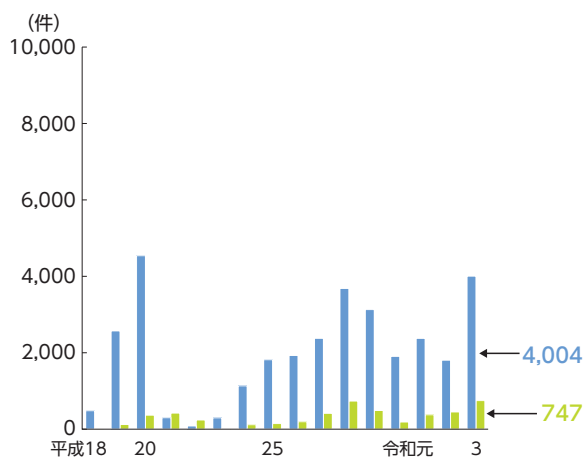
② 架空料金請求詐欺

(平成16年～令和3年)



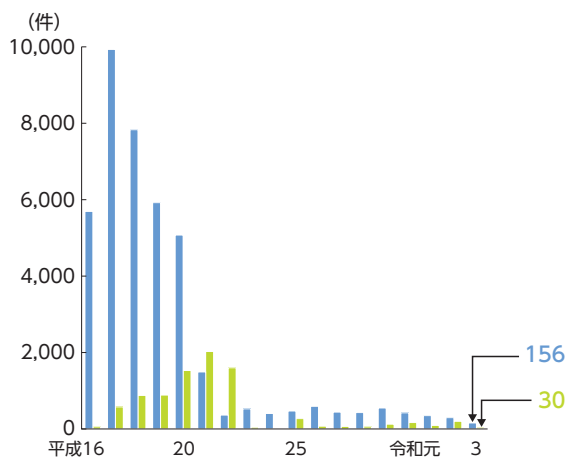
③ 還付金詐欺

(平成18年～令和3年)



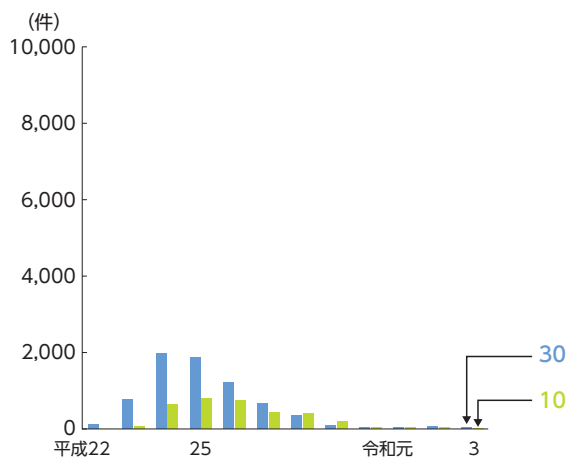
④ 融資保証金詐欺

(平成16年～令和3年)



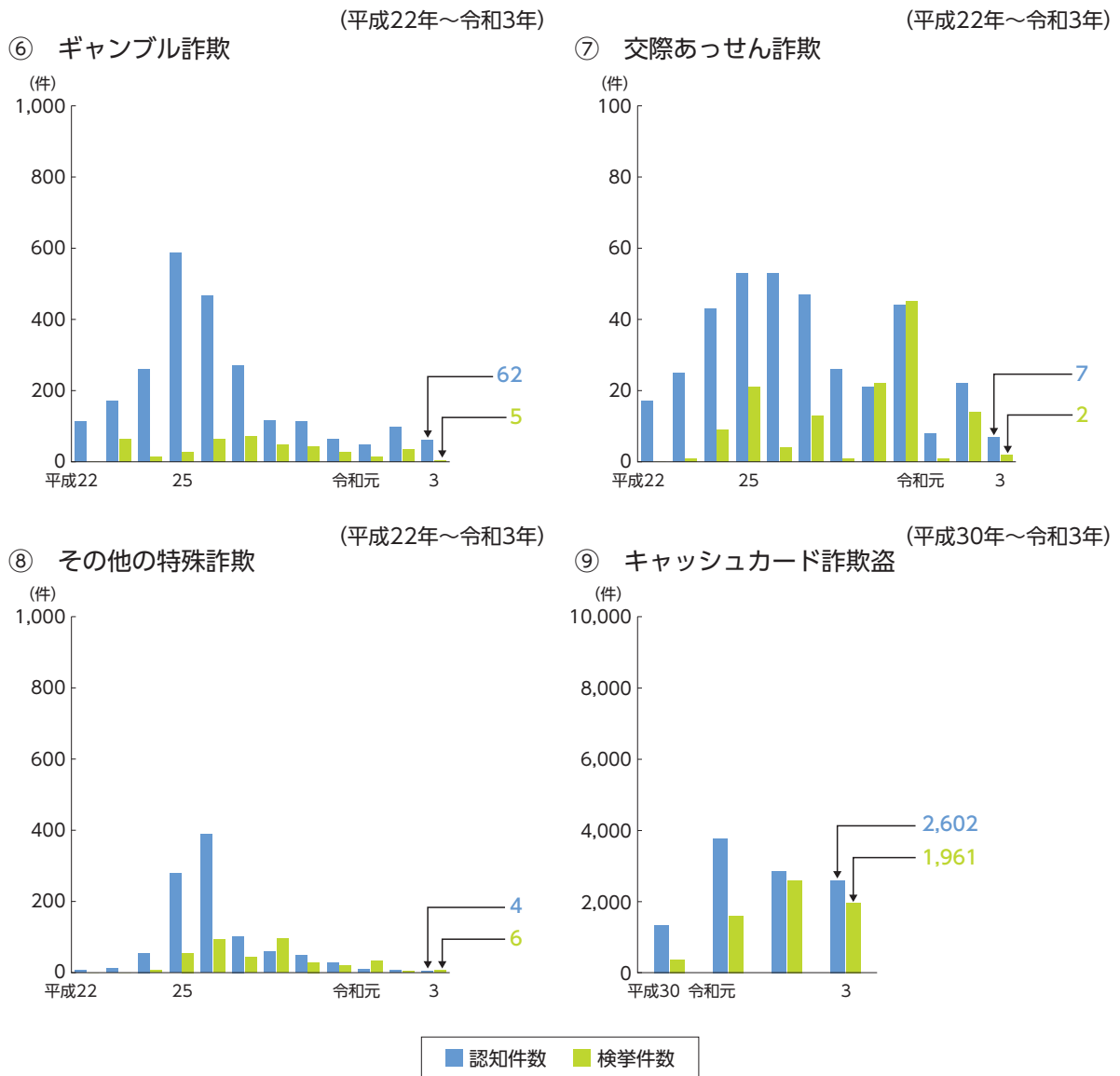
⑤ 金融商品詐欺

(平成22年～令和3年)



■ 認知件数 ■ 検挙件数

特殊詐欺事犯者に関する研究



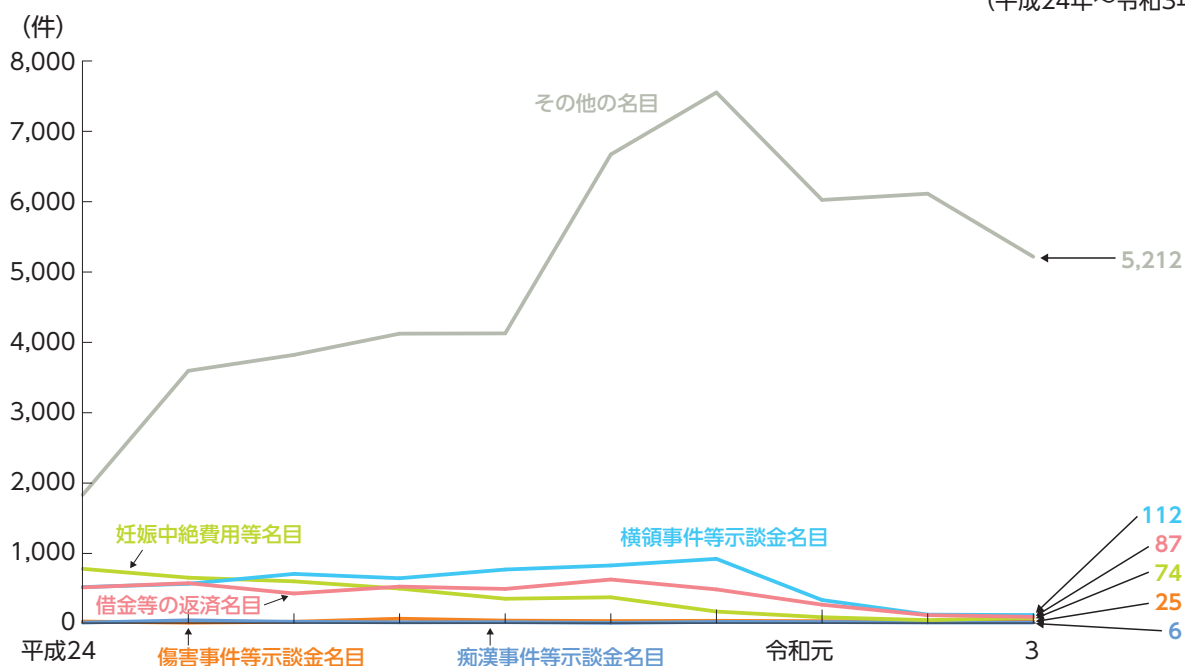
注 1 警察庁刑事局の資料に基づき、法務総合研究所において加工した。
 2 金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺については、認知件数は平成22年2月から、検挙件数は23年1月からの数値をそれぞれ計上している。

特殊詐欺のうちオレオレ詐欺について、形態（文言）別の認知件数の推移（最近10年間）を見ると、2-2-4図のとおりである。平成24年及び25年は、妊娠中絶費用等名目が、26年以降は、横領事件等示談金名目が、「その他の名目」を除いてそれぞれ最も多く、27年以降は、例年、横領事件等示談金名目、借金等の返済名目、妊娠中絶費用等名目の順に多い。令和3年における「その他の名目」（5,212件）の中では、預貯金詐欺が2,431件、損失保証金等名目が1,924件であった。

2-2-4図

特殊詐欺（オレオレ詐欺）認知件数の推移（形態（文言）別）

（平成24年～令和3年）



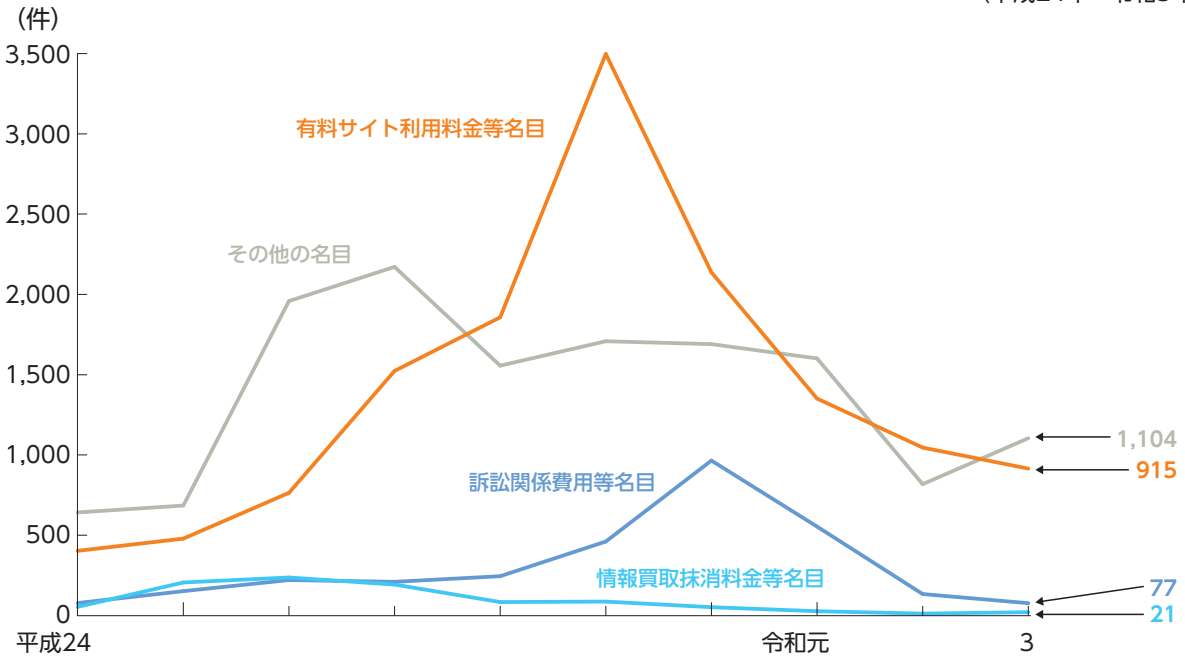
注 1 警察庁刑事局の資料に基づき、法務総合研究所において加工した。
 2 令和2年以降の「その他の名目」には、「損失補填金等名目」及び預貯金詐欺に係る認知件数全件を含む。

特殊詐欺のうち架空料金請求詐欺について、形態（文言）別の認知件数の推移（最近10年間）を見ると、2-2-5図のとおりである。「その他の名目」を除くと、有料サイト利用料金等名目が一貫して最も多く、同名目が架空料金請求詐欺全体の認知件数に占める割合は、24%台から60%台の間で推移しており、令和3年は43.2%であった。

2-2-5図

特殊詐欺（架空料金請求詐欺）認知件数の推移（形態（文言）別）

（平成24年～令和3年）



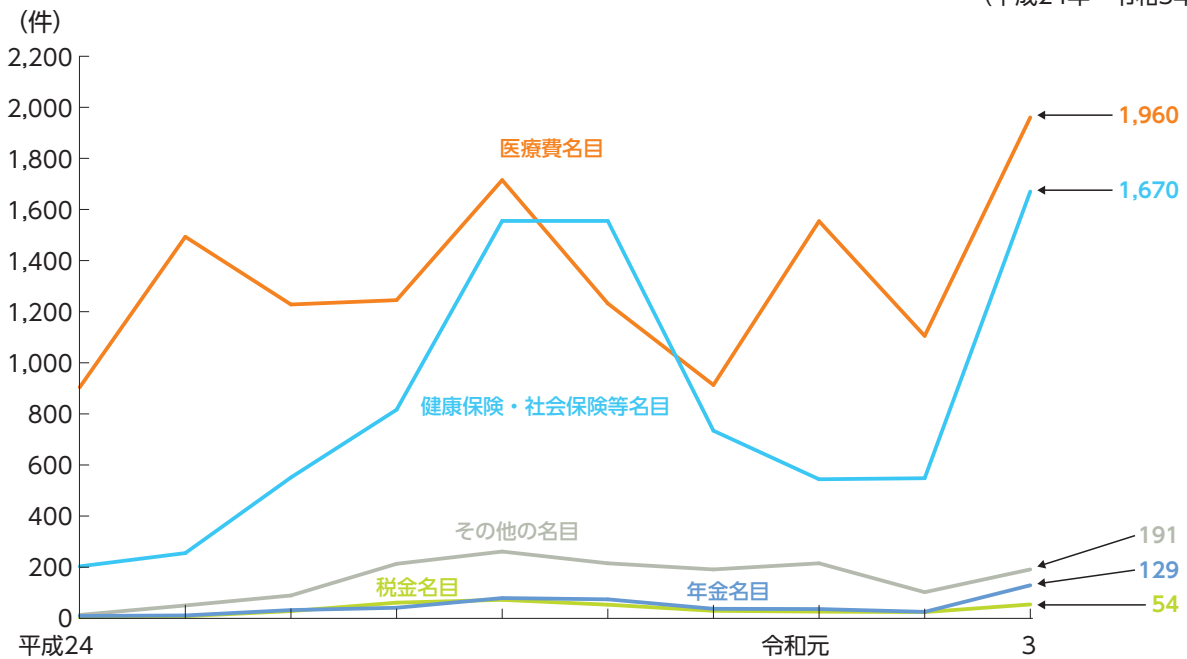
- 注 1 警察庁刑事局の資料に基づき、法務総合研究所において加工した。
 2 令和元年までの「情報買取抹消料金等名目」は、「情報購入代金等名目」をいう。
 3 令和2年以降の「その他の名目」には、「名義貸しトラブル等名目」を含む。

特殊詐欺のうち還付金詐欺について、形態（文言）別の認知件数の推移（最近10年間）を見ると、2-2-6図のとおりである。医療費名目は、平成29年を除いて、他の名目よりも多い。健康保険・社会保険等名目は、24年から28年にかけて増加し、29年には医療費名目を上回ったが、翌年には大きく減少した。令和3年における医療費名目及び健康保険・社会保険等名目の合計が還付金詐欺全体の認知件数に占める割合は、90.7%であった。

2-2-6図

特殊詐欺（還付金詐欺）認知件数の推移（形態（文言）別）

(平成24年～令和3年)



注 警察庁刑事局の資料による。

2 検挙人員

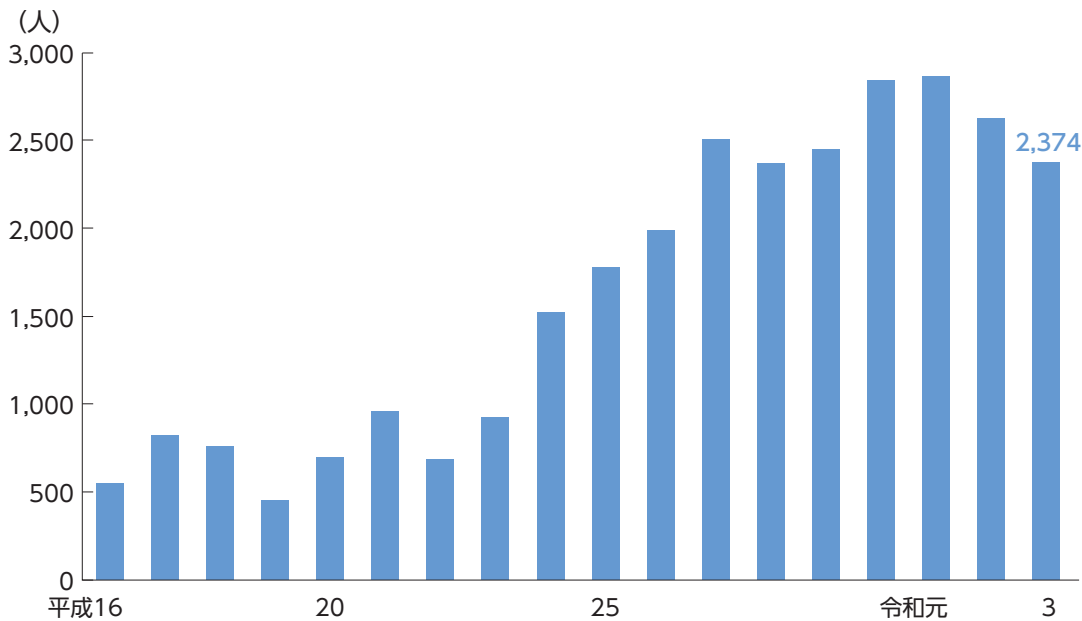
(1) 概要

特殊詐欺の検挙人員の推移（統計の存在する平成16年以降）は、**2-2-7図**のとおりである。22年までは増減を繰り返した後、23年から増加傾向にあったが、令和元年（2,861人）をピークに、その翌年から減少を続けており、3年は2,374人（前年比9.4%減）であった。

2-2-7図

特殊詐欺 検挙人員の推移

(平成16年～令和3年)



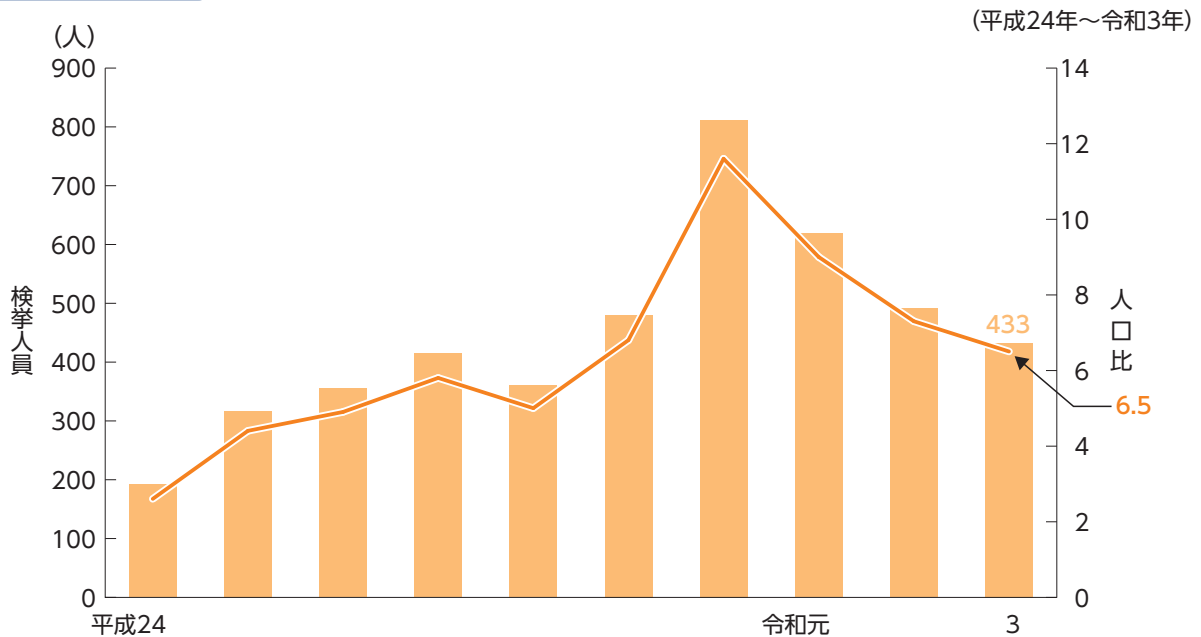
- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 各数値は、次の類型の合計である。
 平成16年・17年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺及び融資保証金詐欺
 18年～21年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺及び選付金詐欺
 22年～29年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、選付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺
 30年・令和元年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、選付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺及びキャッシュカード詐欺盗
 2年・3年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、選付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗及び預貯金詐欺
 3 金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺については、平成23年1月からの数値をそれぞれ計上している。

(2) 少年

少年（触法少年を除く。）による特殊詐欺の検挙人員（送致時に少年であった者に限る。）及び人口比（14～19歳の人口10万人当たりの検挙人員）の推移（資料を入手し得た平成26年以降）は、2-2-8図のとおりである。検挙人員・人口比共に、30年（812人・11.6）をピークに減少・低下し続け、令和3年は433人（前年比11.8%減）・6.5（同0.8低下）であった。

2-2-8図

少年による特殊詐欺 検挙人員・人口比の推移



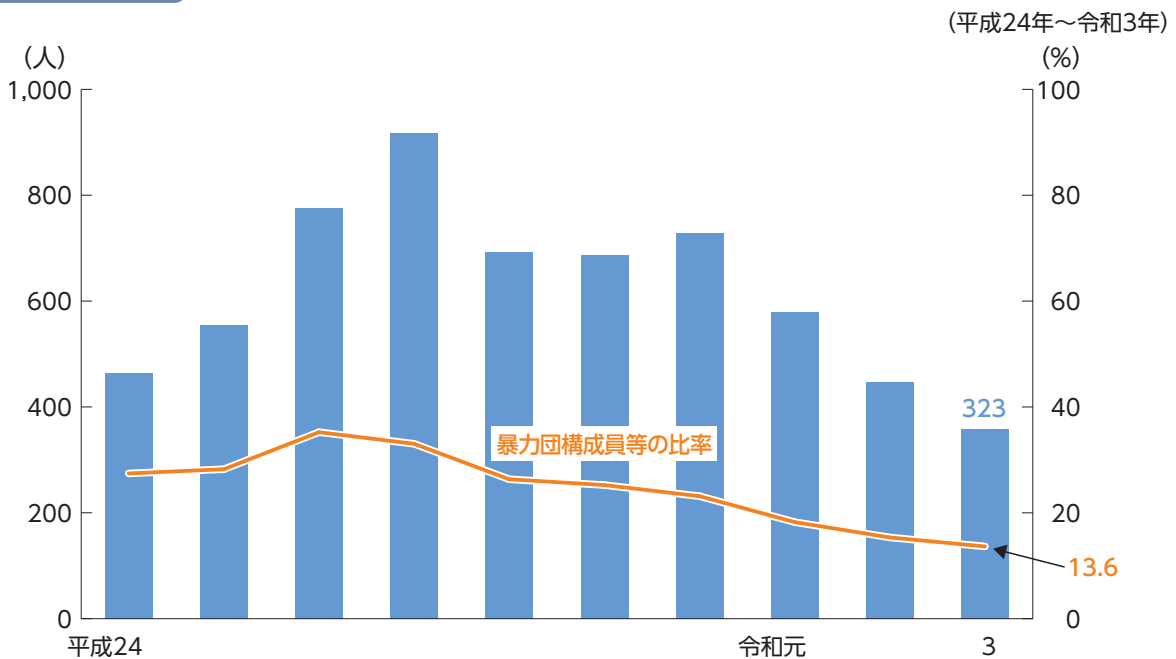
- 注 1 警察庁生活安全局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 送致時に少年であった者に限る。
 3 触法少年の補導人員を含まない。
 4 「人口比」は、14～19歳の人口10万人当たりの特殊詐欺検挙人員である。

(3) 暴力団構成員等

特殊詐欺について、暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。以下(3)において同じ。）の検挙人員及び検挙人員総数に占める暴力団構成員等の比率の推移（資料を入手し得た平成24年以降）を見ると、2-2-9図のとおりである。暴力団構成員等の検挙人員は、27年（826人）をピークに、その翌年から減少傾向にあり、令和3年は323人（前年比19.7%減）であった。検挙人員総数に占める暴力団構成員等の比率は、平成26年（35.2%）をピークに、その翌年から低下し続けており、令和3年は13.6%（前年比1.7pt低下）であった。

2-2-9図

特殊詐欺 暴力団構成員等検挙人員等の推移



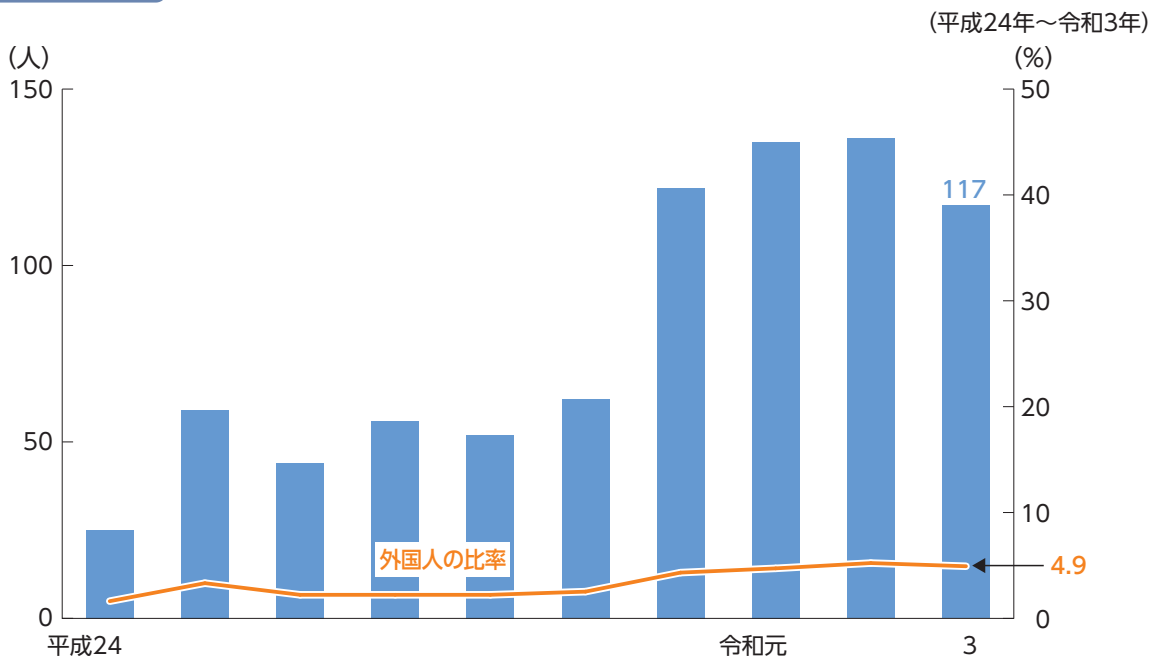
- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 資料を入手し得た平成24年以降の数値で作成した。
 3 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。
 4 「暴力団構成員等の比率」は、検挙人員総数に占める暴力団構成員等の比率である。

(4) 外国人

特殊詐欺について、外国人の検挙人員及び検挙人員総数に占める外国人の比率の推移（資料を入手し得た平成24年以降）を見ると、**2-2-10図**のとおりである。外国人の検挙人員は、29年から増加し続け、令和2年（136人）に最多を更新したが、3年は117人（前年比14.0%減）であった。3年の外国人検挙人員を国籍別に見ると、中国（72人、61.5%）が最も多く、次いで、韓国（13人、11.1%）、ペルー（9人、7.7%）、ベトナム（8人、6.8%）、ブラジル（4人、3.4%）の順であった（警察庁刑事局の資料による。）。外国人の比率は、上昇傾向にあり、2年（5.2%）に最高を更新したが、3年は4.9%（前年比0.3pt低下）であった。

2-2-10図

特殊詐欺 外国人検挙人員等の推移



注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 資料を入手し得た平成24年以降の数値で作成した。
 3 「外国人の比率」は、検挙人員総数に占める外国人の比率である。

第3節 特殊詐欺事犯の被害者

1 被害件数

令和3年における特殊詐欺（被害者が法人その他の団体である場合を除く。以下この項において同じ。）の認知件数について、被害者の男女別・年齢層別構成比を特殊詐欺の類型別に見ると、2-3-1図のとおりである。

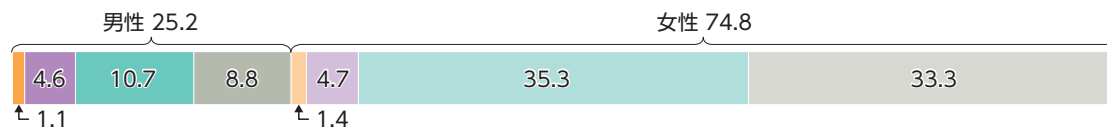
男女別に見ると、特殊詐欺総数では、男性が25.2%、女性が74.8%を占めた。融資保証金詐欺（男性80.1%）及び架空料金請求詐欺（同54.6%）は、男性の構成比が女性の構成比を上回った。また、交際あっせん詐欺（同100.0%）及びギャンブル詐欺（同56.5%）も、同様であった。他方、預貯金詐欺（女性85.4%）、キャッシュカード詐欺盗（同81.9%）、オレオレ詐欺（同81.8%）及び還付金詐欺（同76.4%）は、女性の構成比が男性の構成比を上回り、いずれも被害者の約7割から8割が女性であった。

年齢層別に見ると、特殊詐欺総数では、65歳以上の者が88.2%を占めた。65歳以上の者の構成比が高い類型は、預貯金詐欺（98.8%）、キャッシュカード詐欺盗（98.4%）及びオレオレ詐欺（95.4%）であり、特に、預貯金詐欺は、80歳以上の者の構成比が70.4%に達していた。一方、65歳未満の者の構成比が高い類型は、交際あっせん詐欺（85.7%）、融資保証金詐欺（83.1%）、ギャンブル詐欺（58.1%）及び架空料金請求詐欺（52.1%）であった。

2-3-1 図 特殊詐欺 被害者の男女別・年齢層別認知件数構成比（類型別）

（令和3年）

① 特殊詐欺総数

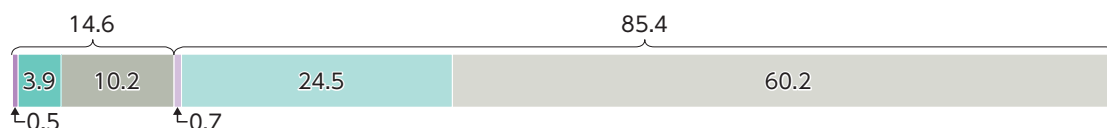


② 類型別

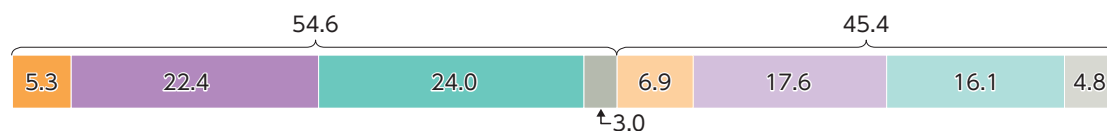
ア オレオレ詐欺



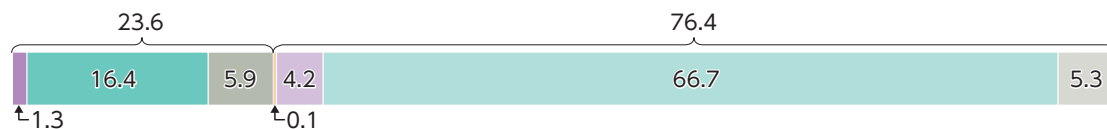
イ 預貯金詐欺



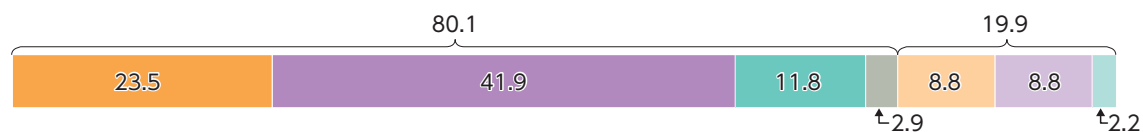
ウ 架空料金請求詐欺



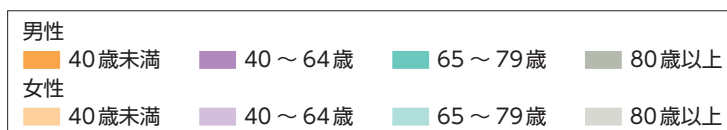
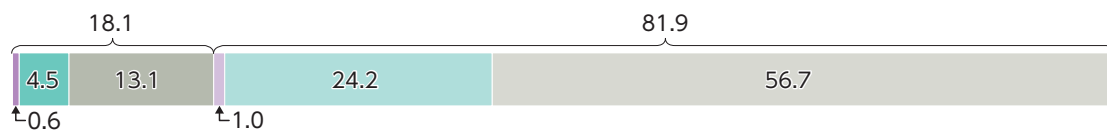
エ 還付金詐欺



オ 融資保証金詐欺



カ キャッシュカード詐欺盗



注 1 警察庁刑事局の資料による。
2 被害者が法人その他の団体である場合を除く。

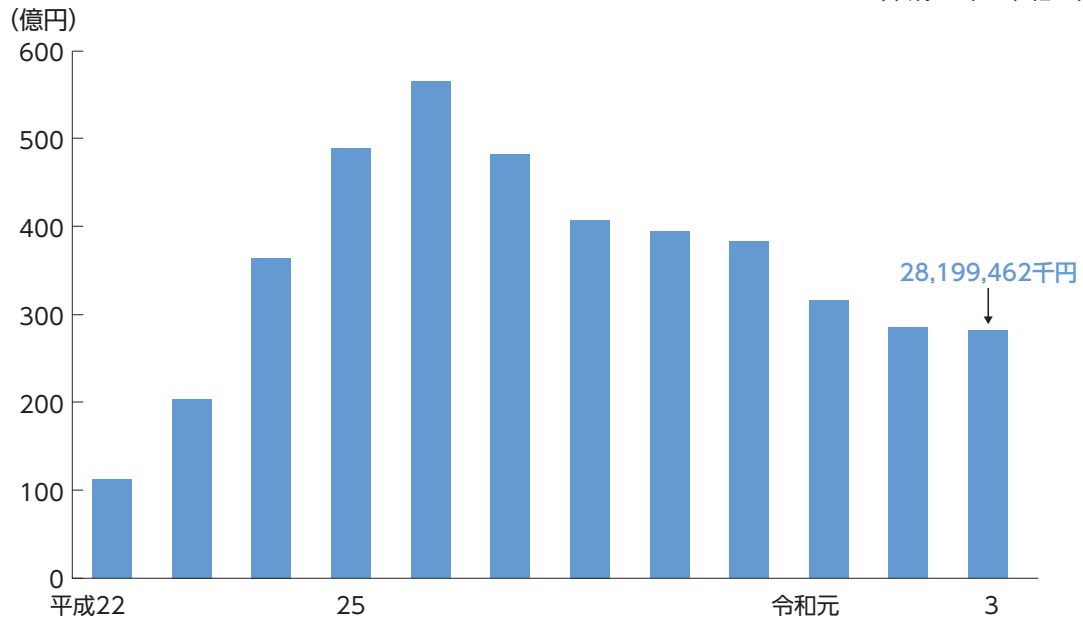
2 被害額

特殊詐欺による被害総額（現金被害額に、詐取又は窃取されたキャッシュカード等を使用してATMから引き出された金額を加えた額をいう。ただし、統計の存在する平成22年以降に限り、同年から24年まではオレオレ詐欺によるもののみを計上している。以下この項において同じ。）の推移（22年以降）を見ると、**2-3-2図**のとおりである。被害総額は、22年（約112億円）から26年（約566億円）まで増加し続けたが、その翌年から減少し続け、令和3年は約282億円（前年比1.1%減）であった。各年の被害総額を特殊詐欺の認知件数（**2-2-1図**参照。なお、未遂も含まれる点に留意する必要がある。）で割った金額の推移を見ると、平成22年（約163万円）から増加傾向にあり、23年に280万円を、24年に400万円を超え、26年（約422万円）に最高額に達した後、その翌年から減少傾向にあり、令和3年は約195万円（前年比7.6%減）であった。

2-3-2図

特殊詐欺 被害総額の推移

(平成22年～令和3年)



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 本図は、統計の存在する平成22年以降の数値で作成した。
 3 各数値は、次の類型の合計である。
 平成22年～29年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺
 30年・令和元年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺及びキャッシュカード詐欺盗
 2年・3年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗及び預貯金詐欺
 4 「被害総額」は、現金被害額及び詐取又は窃取されたキャッシュカード等を使用してATMから引き出された額の総額をいう。ただし、平成22年から24年まではオレオレ詐欺に係るもののみを計上している。
 5 千円未満切捨てである。

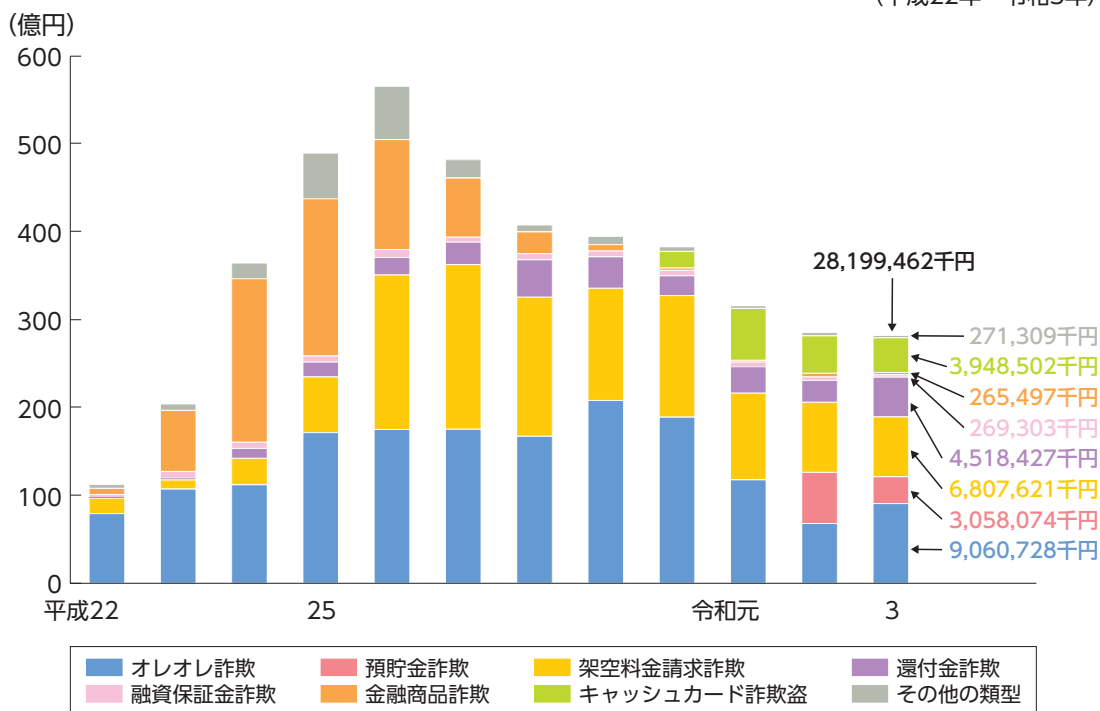
特殊詐欺の被害総額の推移（平成22年以降）を特殊詐欺の類型別に見ると、2-3-3図のとおりである。令和3年における被害総額を見ると、オレオレ詐欺（約91億円）、架空料金請求詐欺（約68億円）、還付金詐欺（約45億円）、キャッシュカード詐欺盗（約39億円）、預貯金詐欺（約31億円）、融資保証金詐欺（約3億円）及び金融商品詐欺（約3億円）の順に多かった。各類型の推移を見ると、金融商品詐欺が最も多かった平成24年及び25年、架空料金請求詐欺が最も多かった26年、27年及び令和2年を除いて、オレオレ詐欺が最も多い。なお、預貯金詐欺は、従来オレオレ詐欺に含まれていた犯行形態を令和2年から新たな類型として分類したものであるところ、同年におけるオレオレ詐欺と預貯金詐欺の合計額は、架空料金請求詐欺を上回る。

特殊詐欺の被害総額におけるオレオレ詐欺の構成比は、平成22年（70.4%）を最高に、24年から27年は30%台に低下したものの、28年から30年は、40%台から50%台前半の間で推移し、令和3年は32.1%であった。なお、2年以降は新たな手口として分類している「預貯金詐欺」を含めると43.0%であった。架空料金請求詐欺による被害額の構成比は、平成22年から25年までは、おおむね10%未満から10%台で推移したが、26年からは、おおむね30%台で推移し、令和3年は24.1%（前年比3.8pt低下）であった。

令和3年の類型別被害総額を当該類型の認知件数（2-2-3図参照。なお、未遂も含まれる点に留意する必要がある。）で割った金額は、金融商品詐欺は約885万円、架空料金請求詐欺は約322万円、オレオレ詐欺は約294万円、融資保証金詐欺は約173万円、キャッシュカード詐欺盗は約152万円、預貯金詐欺は約126万円、還付金詐欺は約113万円であった。

2-3-3 図 特殊詐欺 被害総額の推移（類型別）

（平成22年～令和3年）



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 統計の存在する平成22年以降の数値で作成した。
 3 各数値は、次の類型の合計である。
 平成22年～29年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺
 30年・令和元年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺及びキャッシュカード詐欺盗
 2年・3年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗及び預貯金詐欺
 4 「被害総額」は、現金被害額及び詐取又は窃取されたキャッシュカード等を使用してATMから引き出された額の総額をいう。ただし、平成22年から24年まではオレオレ詐欺に係るもののみを計上している。
 5 千円未満切捨てである。

第4節 特殊詐欺撲滅に向けた官民の取組

1 概要

特殊詐欺は、平成15年夏頃にオレオレ詐欺の形態によるものが目立ち始めて以降、今日に至るまで、我が国において、重大な社会問題となっている。この間、政府においても、特殊詐欺の撲滅に向けて、特殊詐欺事犯の取締りを進めるとともに、官民一体となった対策を推進してきた。警察庁は、早期の段階から、捜査体制を強化していたところ、16年には、オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺及び融資保証金詐欺を「振り込め詐欺」（19年10月には還付金詐欺を追加）と総称し、対策の更なる強化を図り、20年6月には「振り込め詐欺対策室」を設置し、全庁的な取組体制を確立した。警察庁及び法務省は、同年7月、振り込め詐欺を撲滅し、真に安心・安全な社会を取り戻すべく、官民を挙げた取組を推進するため、振り込め詐欺対策における基本的な考え方及び方針を示すものとして、「振り込め詐欺撲滅アクションプラン」を共同で策定・公表した。特殊詐欺の認知件数は、21年に大幅に減少したものの、23年からは増加に転じ、29年には約1万8,000件の高水準に達している（2-2-1図参照）。この間、犯罪対策閣僚会議は、「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）の中で、「特殊詐欺対策の強化」として、「総合的な特殊詐欺被害防止対策等の推進」、「特殊詐欺等に係る犯行ツールの遮断対策の推進」及び「振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺事件の検挙」を進めることとした。犯罪対策閣僚会議は、令和元年6月には、「オレオレ詐欺等対策プラン」を決定し、その後、各府省庁において、同プランに基づき、国民、各地方公共団体、各種団体、民間事業者等の協力を得ながら、特殊詐欺の撲滅に向けた取組を進めている。これらの取組は多種多様な内容を含むものであるが、この節では、特殊詐欺撲滅に向けた官民の取組として、特殊詐欺対策関連の特別法に触れながら、主に特殊詐欺の被害防止対策を紹介する。

2 犯行ツールとなり得る携帯電話等の不正利用防止

特殊詐欺は、犯人が被害者と対面することなく、電話等を介して被害者をだますことに特徴があり、犯人グループとしては、必然的に、検挙を免れるため、身元の特定が困難な電話を確保することに意を注ぐことになる。特殊詐欺が目立つようになってから間もない段階では、本人確認の手続を経ることなく入手可能であったプリペイド式携帯電話が多用されていた。そこで、平成17年4月、携帯電話不正利用防止法が成立し（18年4月全面施行）、携帯電話に係る役務提供契約締結時における携帯音声通信事業者の本人確認義務に関する規定と共に、携帯電話の不正な譲渡・貸与等に関する罰則を設け、犯人グループが匿名性の高い携帯電話を入手することを困難とした。

しかし、その後、携帯電話レンタル事業者には貸与契約締結時の本人確認義務は課せられていたものの、本人確認記録の作成等の義務は課せられていなかったことに乗じて、悪質な事業者から匿名で貸与を受けたレンタル携帯電話を利用した特殊詐欺が急増した。平成20年6月、携帯電話不正利用防止法が改正され（同年12月施行）、携帯電話レンタル事業者に対し、本人確認記録の作成等を義務付けた。なお、同改正により、SIMカード（契約者特定記録媒体）単体の不正売買も処罰の対象とされた。26年から、警察は、不正に契約された携帯電話を捜査等で把握した場合に、提供元の携帯電話事業者に情報を提供し、携帯電話レンタル事業者への役務提供拒否（強制解約）を要請する制度（以下この節において「役務提供拒否の情報提供制度」という。）を開始し、同制度の運用により、匿名レンタル携帯電話の供給元となっていた悪質な携帯電話レンタル事業者が減少した。

平成28年頃から、MVNO（仮想移動体通信事業者。自ら無線局を開設・運用せずに移動通信サービスを提供する電気通信事業を行う。）には、実店舗を持たず、インターネット経由で契約の申込みを受ける事業者が多いことに乗じ、偽変造した身分証明書を用いて偽名で契約を行い、MVNOから入手した携帯電話が特殊詐欺に使用されることが多くなった。警察は、同年から、MVNOについても、役務提供拒否の情報提供制度の対象とし、29年からは、特殊詐欺の犯行に利用されている携帯電話を把握したときに、当該電話が継続的に悪用されることを阻止するため、MVNOを含む提供元の携帯電話事業者に対して当該携帯電話の利用停止を要請する制度を運用している。

携帯電話の不正利用対策が進んだこともあり、近年は、電話転送サービスを悪用して、犯行グループの携帯電話等から相手方に固定電話番号を表示させて電話をかけるなどの手法が多用されている。その対策として、令和元年から、警察の要請に基づき、固定電話番号を提供する

電気通信事業者が犯行に利用された固定電話番号を利用停止とするほか、一定の基準を超えて利用停止要請の対象となった電話転送サービス事業者に対しては、電気通信事業者が連携して新たな固定電話の提供を一定期間行わないなどの対策を進めている。また、特殊詐欺の犯行に特定IP電話番号（050IP電話番号）が悪用される事例がみられ、3年から、警察の要請に基づき、犯行に利用された固定電話番号について電気通信事業者が利用停止等する枠組みの対象に、特定IP電話番号が追加された。

3 犯行ツールとなり得る預貯金口座の不正利用防止

特殊詐欺では、犯人が被害者に対し、被害金の振込先として、他人名義や架空人名義の預貯金口座を指定することも多かった。そこで、平成16年12月、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成14年法律第32号）が改正され（法律の題名も「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に変更された。）、預貯金通帳等の有償譲受け等に関する罰則が整備された。

同法は、犯罪収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的に、平成19年3月に制定された犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）により廃止され、預貯金通帳等の有償譲受け等の罰則は同法に引き継がれた（20年3月全面施行）。さらに、平成23年法律第31号による同法の改正により、顧客等が隠蔽の目的で本人特定事項を偽った場合や預貯金通帳等の有償譲受け等に対する罰則が強化された（23年5月施行）。

特殊詐欺の犯行に利用された預貯金口座について、金融機関に対する迅速な口座凍結依頼を実施するほか、凍結された預貯金口座の名義人のリストを警察庁が作成し、一般社団法人全国銀行協会等へ提供することにより、不正口座の開設の防止を推進している。

4 金融機関との連携

特殊詐欺の被害者が多額の現金をだまし取られることを防ぐため、金融機関においては、顧客に対し、1日当たりのATM利用限度額の引下げを推奨している。また、一定年数以上にわたってATMでの振込実績のない高齢者のATM振込限度額をゼロ円又は極めて少額とし、窓口で誘導する取組を実施している。さらに、被害者が犯人から携帯電話を通じて指示を受けて自らATMを操作して振込を行うことを防止するため、一部の金融機関では、ATM周辺に、携帯電話の電波を遮断して携帯電話を利用することができなくなる装置や、携帯電話を利用した際に生じる電波を感知して顧客に警告を発する装置を設置する取組を行っている。このように、被害者自身によるATMを使った被害金の振込を予防することに加え、金融機関では、窓口で高額な払戻しを申し込むなどした高齢者について、現金を必要とする理由を確認するなどの声掛けをしたり、警察への通報を行ったりしている。

5 その他の事業者との連携

犯人グループが被害者に対して現金の送付を指示する手口が増加したことから、警察と宅配事業者が連携し、過去に犯行に使用された被害金送付先のリストを活用して、不審な宅配便の発見や警察への通報等の取組を促進している。また、郵便・宅配事業者やコンビニエンスストアは、荷受時に、運送約款に基づく取扱いができない現金が宅配便に在中していないかどうかの声掛け等による注意喚起を行っている。コンビニエンスストアでは、電子マネー型の手口による特殊詐欺への対策として、電子マネー購入希望者への声掛けも行っている。

6 国民から寄せられた情報の活用

警察は、110番通報や、警察相談専用電話（全国統一番号「#（シャープ）9110」）、専用メールアドレス等の様々な窓口を通じ、特殊詐欺に関する情報を受け付けているほか、平成27年からは、匿名通報ダイヤルで特殊詐欺に関する情報を受け付けるなど、国民から寄せられた情報を活用し、携帯電話の契約者確認の求めや、振込先指定口座の凍結依頼等につなげている。また、金融機関を経由した手口への対策を講じたこともあり、21年頃から、受け子が現金やキャッシュカードを受け取りに来る手口が目立つようになったことから、警察では、被害者の協力を得て、いわゆる「だまされた振り作戦」（特殊詐欺の電話等を受け、特殊詐欺であると見破った場合に、だまされた振りをしつつ、犯人に現金等を手渡しする約束をした上で警察へ通報してもらい、自宅等の約束した場所に現れた犯人を検挙する、国民の積極的かつ自発的な協力に基づく検挙手法）を実施して特殊詐欺犯人の検挙を行っている。

7 地方公共団体の取組

「県民を特殊詐欺被害から守る条例」（熊本県）、「柏市振り込め詐欺等被害防止等条例」（千葉県柏市）のように、一部の地方公共団体は、特殊詐欺の被害防止、被害者支援等を目的とする条例を制定している。また、高齢者の被害を予防するため、電話機の呼出音が鳴る前に犯人に対し犯罪被害防止のために通話内容が自動で録音される旨の警告アナウンスを流し、犯人からの電話を自動で録音する機器を高齢者に無償で貸し出したり同機器の購入に補助金を支給したりする地方公共団体がある。

8 広報啓発活動の推進

「オレオレ詐欺等対策プラン」の下、全府省庁において、公的機関、各種団体、民間事業者等の幅広い協力を得ながら、特殊詐欺被害防止のための広報啓発イベントの実施、SNSやウェブサイト等による情報発信等を通じて、特殊詐欺被害の実態、被害防止対策等を幅広い世代に対して分かりやすく伝えるための広報啓発活動を展開している。特に、警察は、特殊詐欺の発生が目立ち始めて間もない頃から、ウェブサイト、ポスター、パンフレット等で、犯行手口、被害実態、被害に遭わないための注意事項を紹介するなど、被害防止のための広報啓発活動に取り組んできた。各都道府県警察は、広報啓発効果を高めるため、特殊詐欺犯人から実際にかかってきた電話を録音した音声をウェブサイトで公開したり、地方公共団体や防犯ボランティアと連携して紙芝居・寸劇等を用いた防犯教室を開いたり、SNSを活用するなどの工夫をこらしている。

9 今後の取組の必要性

特殊詐欺の犯人グループは、これまで特殊詐欺撲滅対策の内容に応じ、犯行の手口（連絡手段、文言、金銭獲得方法等）を多様化・巧妙化させながら、犯行を継続してきた。特殊詐欺の撲滅のためには、特殊詐欺の犯人について効果的な取締りを推進するとともに、官民を挙げた被害防止の取組を不断に進めていくことが必要不可欠である。

第5節 特殊詐欺事犯者の再犯防止に向けた取組

1 刑事施設

刑事施設においては、刑事収容施設法等に基づき、法務省矯正局の定める標準プログラムを基準に、具体的な指導内容及び方法に加え、施設の実情、対象者の資質、指導効果等を考慮した指導時間数、頻度及び期間を定めて、薬物依存離脱指導や性犯罪再犯防止指導等の6種類の特別改善指導を行っている。

特殊詐欺事犯受刑者に対する再犯防止指導については、全国的に統一された標準的なプログラムは策定されていないが、平成29年に特殊詐欺事犯受刑者を対象とした一般改善指導用の教材が整備され、一般改善指導の一つとして、同受刑者を対象とした再犯防止指導が行われている。

本教材は、いわゆる「受け子」、「出し子」等の犯罪集団の末端構成員を主な対象としており、ワークブック及び視聴覚教材（DVD）がセットになって、自己学習又はグループワークのいずれの形式での使用も可能であるほか、被害者団体等の方々が外部講師として指導を行う際にも使用できるなど、各施設の実情に応じて活用できるものとなっている。

本教材は、被害者の心情及び事件の重大性を認識させ、しょく罪の方法を考えさせるとともに、再犯を防止するため、事件に至るまでの自己の問題点等を振り返らせ、健全な金銭感覚及び職業観を身に付けさせることを目的として、五つの単元から構成されている。具体的には、視聴覚教材によるドラマの視聴を通じて自身の関与した事件について振り返らせるもの、特殊詐欺がどのような犯罪であるかを正しく理解させるもの、被害者の心情や状況等を理解させるもの、自身の生活や金銭感覚を振り返らせるもの、出所後の生活や被害者への謝罪、被害弁償計画等について具体的に考えさせるもの等が盛り込まれ、様々な観点から特殊詐欺の再犯防止に向けた働き掛けを行う内容となっている。

2 少年院

少年院においては、少年院法等に基づき、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導の五つの分野にわたって矯正教育を行っている。特殊詐欺事犯少年に対しては、生活指導の一環として、各施設の実情に応じて、特殊詐欺再非行防止指導が実施されているほか、各都道府県警察本部と連携した指導も行われている。また、特殊詐欺非行防止指導のワークブック（以下この項において「本ワークブック」という。）及び指導者向けの指導の手引、視聴覚教材も作成され、指導に用いられている。

本ワークブックは、七つの単元から構成され（2-5-1表参照）、単元1では、特殊詐欺の基本的な情報や暴力団が関与していることを認識させ、特殊詐欺への自身の関わりについて率直に振り返らせること、単元2では、事件に関与した経緯を振り返らせるとともに、SNSによるコミュニケーションの特性等を理解させ、必要なメディアリテラシーについて考えさせることをねらいとしている。続く単元3では、「お金」の価値や意味を理解させ、自身の金銭管理の問題や、金銭的な面から被害の重大性を理解させること、単元4では、被害者に与えた影響について視聴覚教材も用いて理解を深めさせることをねらいとしている。単元5から7は、入院前の生活を振り返らせ、特殊詐欺に関わることになった自身の生活の問題や交友関係、家族関係等について考えさせた上で、再犯に至らないための生活設計をさせることをねらいとしている。

また、本ワークブックは、在院者の能力及び教育の進度等に応じて、集団指導、個別指導のいずれも対応できる内容となっており、在院者が自らワークを進め、指導者がその内容を確認して指導する方法、個別指導、集団講義、グループワーク等、指導形態を柔軟に選択できる。

2-5-1表 テキストの単元構成

単元	ねらい
1 特殊詐欺について	特殊詐欺の現状、その背後にある組織の構造や実態、特殊詐欺に関わる原因等について理解させる。
2 事件に関与した経緯を振り返る	SNSとの付き合い方を通して、特殊詐欺へ加担することの危険性について考えさせる。
3 お金の価値と被害	健全な金銭感覚とはどのようなものかを理解し、出院後の生活における金銭管理や生活管理の在り方について考えとともに金銭の価値を理解させ、その金銭を奪った特殊詐欺の被害の大きさについて考えさせる。
4 被害者の方について考える	被害者に与えた被害や影響について理解させ、罪しよ感感を深めさせるとともに、謝罪や被害弁償等の今後行うべきこと、家族や大切な人への思いやり、人へのやさしさについて考えさせる。
5 社会生活を振り返る①	特殊詐欺の事件の内容と交友関係を振り返らせ、問題点を明確にするとともに具体的な対応策を考えさせる。
6 社会生活を振り返る②	第5単元に引き続き、特殊詐欺の事件当時の家族との関係について振り返らせ、特殊詐欺に関わった自らのもの見方や考え方について考えさせる。
7 これからの生活を考える	特殊詐欺に関わった原因を考えさせるとともに、出院後に再犯に至らない生活設計をさせ、社会における自らの生き方を考えさせる。

注 法務省矯正局の資料による。

なお、本ワークブックは、特殊詐欺に関与した全国の少年院在院者を対象に令和2年に実施した調査（以下この項において「本調査」という。）の結果を踏まえて作成・整備されたものである。本調査は、平成29年に東京矯正管区において実施された調査（以下この項において「29年調査」という。）に基づいて実施され、特殊詐欺事犯少年の特徴の変化など、興味深い結果が示されている。以下では、本調査の結果について29年調査と異なる傾向が見られた点を中心に紹介する。

まず、事件時の役割について、29年調査では、受け子が約8割を占め、指示役・連絡役は1%にとどまったが、本調査では、受け子が約5割と減少し、指示役・連絡役の割合が9%と上昇するなど、組織の中で少年がより幅広い役割を担うようになってきていることが示唆された。

また、事件関与の端緒について、29年調査では、友人・知人からの勧誘が6割を占めたが、本調査では、友人・知人からの勧誘が約4割と減少した反面、インターネットやSNSによる募集等を挙げる者が約3割となり、29年調査に比べて増加したことから、メディアリテラシー教育の必要性が指摘され、本ワークブックにも盛り込まれることとなった。さらに、不良集団関係者や暴力団からの誘いも、14%から22%に上昇しており、不良集団や暴力団との関係が強まっている傾向も報告された。

審判結果について、29年調査では約6割、本調査では約7割の者が少年院送致決定に納得していた反面、平成29年調査では約3割、本調査では約2割の者が不満であると回答しており、自分の罪を受け入れていない者が一定数いることが示された。こうした結果から、特殊詐欺事犯少年への指導に当たっては、被害者の心情等を丁寧に理解させ、罪障感を持たせることの必要性が指摘され、被害者等へのインタビューを行った視聴覚教材の作成など、被害者の心情や被害状況をより深く理解させる教材の整備が進められた。

最後に、29年調査と同様、法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）（少年の再非行防止に資するための調査ツールで、静的領域と動的領域から成る。）の得点を元に、特殊詐欺事犯少年を「生活全般問題タイプ（動的領域の全てに問題が示され、特に逸脱への親和性が高いタイプ）」、「家庭機能不全タイプ（動的領域の中で、特に保護者との関係性に問題が示されているタイプ）」、「生活全般低調タイプ（動的領域のいずれの項目にも顕著な問題が示されないタイプ）」の3類型に分類するクラスター分析を行っている。その結果、「生活全般低調タイプ」が、29年調査よりも2割程度増加しており、明確な目標や将来展望がなく、時間を持て余し、さほど抵抗感もなく特殊詐欺に加担するタイプの少年の問題が浮き彫りとなっている。こうしたタイプの少年に対しては、特に生活に充実感を与え、明確な目標等を持たせるとともに、自

己肯定感を高める指導が重要であることが指摘され、指導の手引において指導上のポイントに掲げられた。

このように、少年院においては、非行態様等に関する綿密な調査・分析から、根拠に基づいた効果的な教材の開発・整備が進められ、各施設の実情を踏まえた再非行防止指導が展開されている。

3 更生保護

保護観察所においては、生活環境の調整により改善更生に適した環境作りを行うとともに、CFP（保護観察対象者に対して、再犯防止のためのより効果的な指導・支援を行うためのアセスメントツール）を活用し、仮説に基づいた最適な介入方法を選択して保護観察処遇を実施している。また、保護観察対象者の問題性その他の特性を、犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた類型別処遇を行っている。

特殊詐欺事犯者に対しては、令和3年1月から、保護観察処分の対象となった事案に特殊詐欺への関与が含まれる者や、それ以外の者でも、現に特殊詐欺グループへの関与が認められる者を「特殊詐欺類型」の保護観察対象者に認定し、最新の知見に基づく類型別処遇が行われている。

類型別処遇の中では、特殊詐欺グループとの関係の強さに焦点を当てた指導が行われている。自身がグループに所属しているという感覚を持っていない場合には、離脱意思を強化するような働き掛けに代えて、グループ以外の居場所を持てるよう、就労や就学を中心とした健全な生活を送るための指導等を行う一方、対象者が特殊詐欺グループの実態を認識していたり、所属意識があったりする場合には、まず離脱意思やグループへの関与の程度を把握し、その程度に応じた指導や支援を行っている。特に、少年の場合には、地元不良集団とのつながりからグループ加入に至るケースも見られるため、交友関係改善を促す指導及び特別遵守事項や生活行動指針に基づき、離脱を実行させる指導を行う。また、グループに暴力団等が関与している場合も少なくないことから、グループからの勧誘や脅迫等への対応に警察の協力を得るよう指導する場合もある。

さらに、対象者の中には、自身の詐欺行為について都合の良い受け止め方をして容認し、多額の金銭を得るなどの成功体験によって、一層その考えが強化されている者も少なくない。そうした対象者に対しては、特殊詐欺が被害者に与えた影響について理解させ、罪障感を深めさせるとともに、謝罪や被害弁済等の今後行うべきことを具体的に考えさせたり、老人ホームでの社会貢献活動に参加させるなどして特殊詐欺の被害に遭いやすい高齢者と接し、その思いの一端に触れさせるとする指導を行っている。